

「企業局建設工事入札契約苦情対応要領」の制定について

平成19年9月6日
企業経第143号

このことについて別添のとおり制定したので通知します。

記

1 制定の趣旨

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、企業局が発注する建設業法に規定する建設工事の入札契約の過程に係る苦情申立てに関する手続きについて、必要な事項を定める。

2 要領の概要

(1) 対象工事(第1の2)

- ア 競争入札参加者選定委員会に付議した工事
- イ 設計額が250万円を超える随意契約に係る工事

(2) 苦情窓口(第1の3)

苦情窓口	受け付ける苦情
経営総務室	本庁において執行した入札に関する苦情
施設総合管理所及び県南施設管理所の総務課	当該事業所において執行した入札に関する苦情

(3) 苦情申立てができる範囲(第2の1)

- ア 条件付一般競争入札
- イ 指名競争入札
- ウ 随意契約
- エ 低入札価格調査

(4) 再苦情申立て(第3の1)

回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、企業局長に対して、再苦情申立てを行うことができる。

(5) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会への諮問(第4の2)

企業局長は、再苦情の申立てがあった場合は、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会に諮問するものとする。

3 適用時期

平成19年9月7日

企業局建設工事入札契約苦情対応要領

第1 総則

(趣旨)

1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨を踏まえ、企業局が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「企業局建設工事」という。)の入札契約の過程に係る苦情申立てに関する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

2 この要領による苦情対応の対象となる工事は次のとおりとする。なお、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象工事に係る苦情対応については、「政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年岩手県告示第215号)」によるものとする。

- (1) 企業局建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成19年6月29日付け企業経第104号。以下「要綱」という。)第8条に規定する競争入札参加者選定委員会に付議した工事
- (2) 設計額が250万円を超える随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び第9号による場合を除く。)に係る工事

(苦情窓口)

3 経営総務室並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の総務課(以下「事業所総務課」という。)に苦情窓口を設置し、次のとおり企業局建設工事の入札契約の過程に係る苦情を受け付けるものとする。

(1) 経営総務室 本庁において執行した入札に関する苦情

(2) 事業所総務課 当該事業所において執行した入札に関する苦情

(口頭による説明)

4 苦情窓口における説明は職員が口頭により行うものとし、なお不服のある者は、第2の規定に基づき企業局長(以下「局長」という。)又は施設総合管理所長若しくは県南施設管理所長(以下「事業所の長」という。)に書面で苦情申立てを行うことができるものとする。

第2 苦情申立て

(苦情申立て)

1 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

(1) 条件付一般競争入札

ア 条件付一般競争入札参加申請の結果、入札参加資格がないとされたことに対して不服がある者又は条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書を受理した者で、事後審査方式による入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないとされたことに対して不服がある者は、局長又は事業所の長に対し、当該入札参加資格がないとされたことに対する理由の説明を求めることができる。

イ 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程(昭和56年岩手県告示第412号)に基づく県営建設工事請負資格者(以下「請負資格者」という。)で当該工事の入札参加資格の設定に対して不服がある者は、局長に対し、入札参加資格の設定に対する理由の説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

請負資格者のうち、入札が執行された工事と同一の工事種別に登録されている者で、当該工事に指名されなかったことに対して不服がある者は、局長に対し、指名されなかったこと又は指名競争入札に付したことに対する理由の説明を求めることができる。

(3) 随意契約

契約が行われた工事と同一の工事種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の建設工事の種類について建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている者で、当該工事に契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、局長又は事業所の長に対し、選定されなかったこと又は随意契約にしたことに対する理由の説明を求めることができる。

(4) 低入札価格調査

低入札価格調査の結果、落札者としめない旨の通知を受理した者で、落札者とされなかったことに対して不服のある者は、局長に対し、落札者としなかったことに対する理由の説明を求めることができる。

(苦情申立ての方式)

2 苦情申立ては、以下に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 苦情申立人の住所及び氏名

(2) 苦情申立ての対象となる工事名及び工事場所

(3) 不服のある事項

(4) (3)の根拠となる事項

(苦情申立ての期間)

3 苦情申立ては、以下に掲げる期間(以下「苦情申立期間」という。)に行わなければならない。

(1) 条件付一般競争入札

当該工事に係る入札参加資格基本事項確認結果通知又は入札参加資格要件不適格通知を行った日の翌日から起算して5日以内(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

(2) 指名競争入札

当該工事に係る指名理由書を公表した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)

(3) 随意契約

当該工事に係る随意契約理由を公表した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)

(4) 低入札価格調査

当該工事に係る入札結果通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)

(苦情申立てへの回答)

- 4 局長又は事業所の長は、苦情申立てがあった場合は、苦情申立人に対し苦情申立期間の最後の日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に書面により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情申立ての却下)

- 5 局長又は事業所の長は、苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

(再苦情申立ての教示)

- 6 局長又は事業所の長は、4の回答書に回答を受理した日から7日以内(休日を除く。)に再苦情を申し立てることができる旨の教示を行うものとする。

(苦情対応結果の公表)

- 7 局長又は事業所の長は、4の回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書の写しを閲覧による方法により、速やかに公表するものとする。

第3 再苦情申立て

(再苦情申立て)

- 1 第2の4の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、回答書を受理した日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に局長に対して、再苦情申立てを行うことができる。

(岩手県営建設工事入札契約適正化委員会への諮問)

- 2 局長は、再苦情の申立てがあった場合は、苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立て適格を欠くと認められる場合を除き、岩手県営建設工事入札契約適正化委員会条例(平成15年岩手県条例第36号)に基づき設置される岩手県営建設工事入札契約適正化委員会(以下「委員会」という。)に諮問することを知事に依頼するものとする。

(再苦情申立てへの回答)

- 3 局長は、委員会の再苦情申立てに対する答申を受けた場合は、再苦情申立人に対し当該答申を受けた日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に書面により回答するものとする。

(苦情申立てに関する手続きの準用)

- 4 第2の5及び7の規定は再苦情申立てに準用するものとする。

第4 補則

(入札契約手続の執行)

- 1 第2の規定に基づく苦情申立て及び第3の規定に基づく再苦情申立ては、原則として、入札契約手続の執行を妨げないものとする。

(要領の公表)

- 2 この要領の公表は、企業局ホームページへの掲載により行うものとする。

附 則

この要領は、平成19年9月7日から施行する。